

伊賀市夢のある農業振興計画策定方針(案)

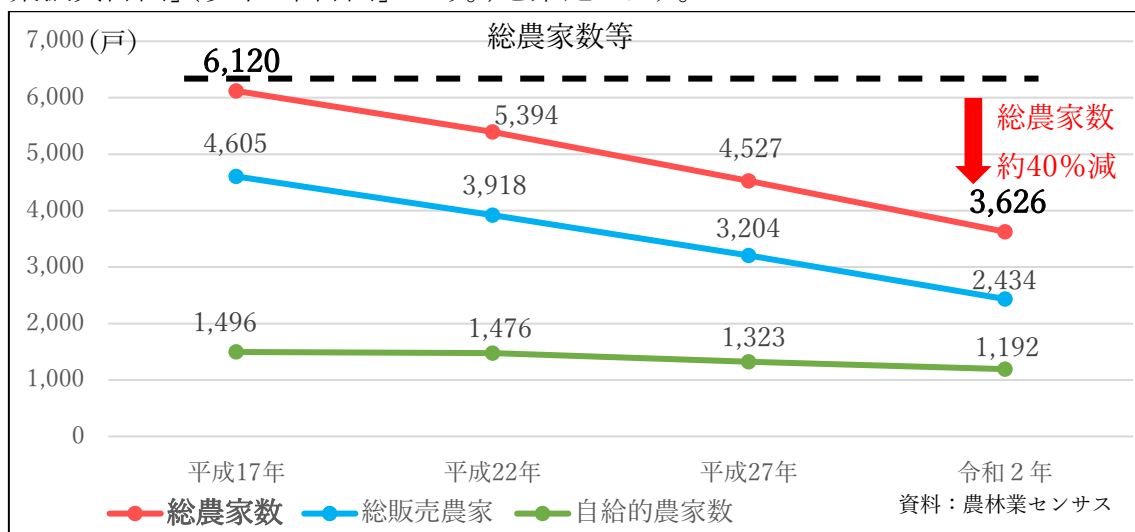
1 農業振興計画策定の趣旨

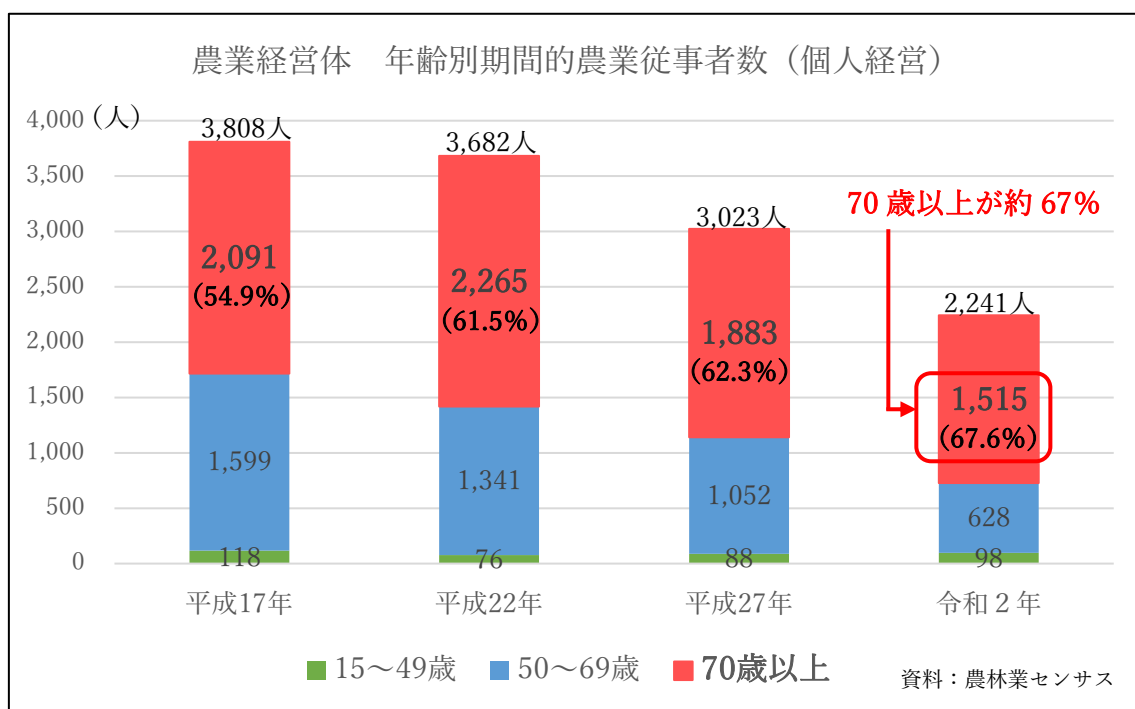
伊賀市は四方を山で囲まれた昼夜の寒暖差が大きい盆地特有の内陸気候であることに加え、古琵琶湖層を形成する地域であったため、栄養分が豊かな土壌に恵まれています。また、淀川の源流域となる清水にも恵まれ、美味しい農産物が生産できる条件が整っています。これらの条件を活かし、従来から伊賀米コシヒカリや伊賀牛をはじめ、アスパラガス、白鳳梨、伊賀の芭蕉ねぎといった「IGAMONO」の認定品となっている多様な産物が地域ブランドとして高く評価されており、高付加価値化が図られています。また、早くから有機農業が盛んな地域として、多品目の野菜が耕作されています。

一方、農業者の高齢化や後継者不足によりいわゆる「担い手」が年々減少し、20年前の農業者数と比較すると、約40%減少しています。また、農業者の平均年齢も70歳以上が約67%を占めており、耕作放棄地の増加や鳥獣被害の増加が懸念されています。さらに近年の農業資材や農業機械の価格高騰、異常気象や災害などに伴う農業被害等、課題が山積しています。

令和6年6月に食料・農業・農村基本法が改正され、「食料の安定供給の確保」や「農業の有する多面的機能の発揮」等といった農政の基本理念が示されました。昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等農業を取り巻く情勢が大きく変化しています。

このような状況の中、これまで取組んできた農業を尊重・継続しつつ、より高付加価値化やブランド力の向上といった「攻め」の農業が必要です。そのためにも、情報発信や販路開拓の取組み、また新規就農者を育成するための人材育成についても取り組む必要があります。「持続可能な魅力ある農業」の実現をめざし、「伊賀市夢のある農業振興計画」(以下「本計画」という。)を策定します。





2 計画の内容

伊賀市における課題や現状を分析・検証し、これまで先代が築き上げてきた地域農業や自然環境を守っていくとともに、将来の農業者が安心して経営できる体制づくりや、伊賀市の地域資源を活用した先進的な農業に取り組むことにより、所得の向上や雇用の創出をめざします。

伊賀市には中山間地域も多く、流域の上流部に位置することから、農業・農村が持つ水源涵養、洪水防止、土壌の浸食や崩壊の防止といった多面的機能が十分に発揮されることが必要となります。また、地域社会を維持していくためにも、農村内部の人口の維持及び農業に関わる多様な人材の拡大が重要です。若者や女性などが農村の持つ価値や魅力を感じて、関心や関わりを高められるような「夢のある農業」をめざします。

なお、国においては、改正された食料・農業・農村基本法に基づく初の「食料・農業・農村基本計画」が令和7年4月11日に閣議決定され、「地方みらい共創戦略」を策定することとしています。この計画の方針や戦略の内容を踏まえ、関係団体と連携を図りながら取り組みを進めます。

3 計画の位置付け

本計画は、伊賀市総合計画を上位計画とし、伊賀市産業振興条例の基本理念や基本方針を踏まえた、農業部門における計画となります。

4 計画期間

本計画は、2027(令和9)年度から2036(令和18)年度の10か年計画とします。

なお、計画の進捗状況や市内外の農業を取り巻く状況の変化を考慮し、概ね5年を目途に見直しをおこない、より効果的な計画の策定を進めます。

5 策定スケジュール

本計画は2026(令和8)年度中に策定するものとし、別紙スケジュールに基づき進めます。

6 策定体制

(1)審議機関

学識経験者を有する者、公共的団体、農業団体及び商工業団体からの代表者、農業者、市民から公募した者等で構成する「伊賀市夢のある農業振興計画策定委員会」に市長が諮問し、答申を受けることとしています。

(2)市民参加

市民の皆さんからの幅広い意見や提案を反映させるため、アンケートや伊賀市自治基本条例に基づくパブリックコメント及び本計画骨子の検討段階でのタウンミーティング等による意見交換の場を設けます。

あわせて、農業関係団体をはじめ、商工業団体、生産者や消費者等、幅広い意見を求めます。

(3)関係機関による体制

伊賀市の農業部局を中心とし、庁内の関係部局と横断的な連携を図るとともに、三重県伊賀農林事務所、伊賀ふるさと農業協同組合、農地中間管理機構等からの意見も反映させながら本計画の策定を進めます。

また、伊賀市夢のある農業振興計画策定委員会から答申された内容は、市の総合政策会議に諮り、本計画案とします。

伊賀市夢のある農業振興計画策定スケジュール（案）

策定期間：令和7年4月から令和8年12月（1年9カ月）

区分	2025（令和7）年度												2026（令和8）年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
計画策定の流れ	← 策定方針作成				◎ 策定方針決定							中間案作成 （現状分析・目標設定・ヒアリング）						◎ 中間案	◎ 最終案作成 ◎ 最終案 計画完成					
計画策定委員会	← 策定委員選定・公募				← 策定委員会 （3～5回程度）								← 策定委員会											
市民参加 （パブリックコメント等）	農業関係者へのヒアリング等		策定方針案パブリックコメント								← 意見交換会等						中間案パブリックコメント							